

各務原市内地域密着型サービス事業所 御中

〃 居宅介護支援事業所 御中

各務原市健康福祉部介護保険課

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の  
臨時的な取扱いについて（第27報）」の取扱いについて

平素より各務原市介護保険行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件につきまして、介護保険最新情報 Vol.1034において示されているとおりですが、通所系サービスにおいて、まん延防止等重点措置等の措置を実施すべきとされた区域については、感染防止対策を更に徹底しながら、必要な介護サービスを継続するという観点から、①訪問サービスへの切替え②通所サービスの提供時間短縮、における報酬の取扱いとして、居宅サービス計画書に位置付けられた提供時間の半分以上の時間をサービス提供した場合等に、居宅サービス計画書に対応した報酬区分を算定することができます。

本取扱いによる算定を考えている事業所におかれましては、添付書類をご確認のうえ、適切にご対応いただきますようお願いいたします。なお、各務原市ウェブサイト内においても様式を公開する予定です。

記

1 添付書類

- ・介護保険最新情報Vol.1034「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第27報）」
- ・（別添）第27報特例適用のための通所系サービス事業所における感染防止対策等に係る申出書

2 対象期間 令和4年2月（サービス提供月）からまん延防止等重点措置等の実施期間の最終日が含まれるサービス提供月

3 提出期限 本取扱いにより算定する予定がある場合は、請求日より前に、各務原市に所定の様式（別添）をメール等により提出。

4 提出書類 （別添）第27報特例適用のための通所系サービス事業所における感染防止対策等に係る申出書

5 その他

- ・利用者に対して周知を行い、同意の判断に足りる説明を行う必要があります。
- ・通所系サービス事業所は、必ず居宅介護支援事業所と連携してください。

各務原市健康福祉部介護保険課 施設指導係			
係長	鈴木	担当	大海
TEL	058-383-2067（直通）		
Mail	<a href="mailto:kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp">kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp</a>		